

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち健康保険法第六十三条第二項に一号を加える改正規定のうち同項第六号中「との」の下に「有効成分の同一性及び分量、用法、用量、効能、効果等の観点からみた」を加える。

第一条のうち健康保険法第六十三条に一項を加える改正規定のうち同条第八項中「当たっては」の下に「療養を受ける者の必要かつ適切な受診が抑制されることがないようにするものとし、かつ」を加える。

第一条のうち健康保険法第百十五条第二項の改正規定中「第百十五条第二項中」の下に『「事項は」の下に「高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、』を加え、『「を加える」を『及び療養を受ける中低所得者の家計』を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える』に改め、同改正規定に次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって

継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

第三条のうち船員保険法第八十三条第二項の改正規定中「第八十三条第二項中」の下に『「事項は」の下に「、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、』を加え、『「を加える」を『及び療養を受ける中低所得者の家計』を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える』に改め、同改正規定に次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

第五条のうち国民健康保険法第五十七条の二第二項の改正規定中「第五十七条の二第二項中」の下に『「事項は」の下に「、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くこと

のできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、『』を加え、『』を加える』を『及び療養を受ける中低所得者の家計』を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える』に改め、同改正規定に次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

第八条のうち高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項に一号を加える改正規定のうち同項第六号中「との」の下に「有効成分の同一性及び分量、用法、用量、効能、効果等の観点からみた」を加える。

第八条のうち高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条に一項を加える改正規定のうち同条第八項中「当たつては」の下に「、療養を受ける者の必要かつ適切な受診が抑制されることがないようにするものとし、かつ」を加える。

第八条のうち高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定中「第八十四条第二項中」の

下に『「事項は」の下に「高額療養費の制度が後期高齢者医療制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、』を加え、『「を加える」を『及び療養を受ける中低所得者の家計』を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える』に改め、同改正規定に次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

第十条のうち国家公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定中「第六十条の二第二項中」の下に『「事項は」の下に「高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、』を加え、『「を加える」を『及び療養を受ける中低所得者の家計』を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える』に改め、同改正規定に次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

第十一条のうち地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定中「第六十二条の二第二項中」の下に『「事項は」の下に「高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう」を、』を加え、『』を加える』を『及び療養を受ける中低所得者の家計』を加え、「影響及び」を「影響並びに療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響並びに」に改め、同項に後段として次のように加える』に改め、同改正規定に次のように加える。

この場合において、これらの影響を考慮するに当たっては、療養に必要な費用の負担が療養を受ける者の生活等に係る経常的な支出を除いた家計の負担能力に応じたものとなるよう、及び長期にわたって継続的に療養を受ける者の療養の全期間についてその開始の時期から当該療養に必要な費用の負担が軽減されるよう配慮するものとする。

附則第一条第二号中「、第三条」を「及び第三条」に、「第五条」を「（これらの改正規定のうち「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加える部分中「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」に係る部分に限る。）並びに第五条」に改め、「第六十二条の二第二項の改正規定」の下に「（これらの改正規定のうち「家計」の下に「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計及び療養を受ける中低所得者の家計」を加える部分中「、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計」に係る部分に限る。）」を加え、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改め、同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第一条中健康保険法第百十五条第二項の改正規定、第三条中船員保険法第八十三条第二項の改正規定、第五条中国民健康保険法第五十七条の二第二項の改正規定、第八条中高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第二項の改正規定、第十条中国国家公務員共済組合法第六十条の二第二項の改正規定及び第十条中地方公務員等共済組合法第六十二条の二第二項の改正規定（これらの改正規定中第二号に掲げる改正規定を除く。） 令和九年八月一日

附則第二条第一項中「政府は」の下に「、第三項に規定する高額療養費等の制度の改革については同項の規定によるほか」を加え、同条第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 政府は、高額療養費等（医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法（附則第十五条第一項において「医療保険各法」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）の規定により支給される高額療養費（同号及び同項第二号において「高額療養費」という。）及び高額介護合算療養費（同項第三号において「高額介護合算療養費」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の制度に関し、前条第五号に掲げる改正規定による改正後の医療保険各法等の高額療養費等に係る規定の趣旨を踏まえ、令和九年八月一日までに、次に掲げる基本方針に基づき、全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養を受ける者の必要かつ適切な受診に与える影響を把握するため、次に掲げる事項についての調査を行うこと。

イ 高額療養費等の支給を受ける者の給与その他の収入の状況及び当該収入の変動状況

ロ 高額療養費等の支給を受ける者の子等の扶養に係る支出、とりわけ教育費に係る支出その他の支出の状況

ハ 高額療養費等の支給を受ける者の療養等の状況その他の生活の実態

二 高額療養費等の支給を受ける者の収入の状況その他の状況に応じ、きめ細かく、かつ、高額療養費等の支給を受ける者の利便性に配慮した支給要件、支給額、支給方法等とすること。

三 高額療養費等の支給要件、支給額その他高額療養費等の支給に関する事項を定めるに当たっては、次に定めるところによる手続をとるものとする。

イ 社会保障審議会の意見を聴くこと。

ロ イの手続において、あらかじめ高額療養費等の支給額の算定に関する資料その他の必要な資料を提示して、高額療養費等の支給を受ける者、高額療養費等に係る医療に従事する者、高額療養費等に関して学識経験を有する者その他関係者の意見を聴くための措置を講ずること。

4 政府は、前項の規定による措置が講じられるまでの間における高額療養費等の制度に関し、次に掲げる

事項について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 月間の自己負担限度額（月間の高額療養費の支給額の算定に当たり一部負担金等の額（健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額その他の医療保険各法等に規定するこれに相当する額をいう。次号及び第三号において同じ。）を合算した額から控除することとなる額をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る所得区分については、令和七年八月における月間の自己負担限度額に係る所得区分より細分化した所得区分ごとに定めることとし、当該所得区分ごとの月間の自己負担限度額のうち療養に要した費用の額に基づき算定される部分を除いたもの（以下この号において「月間の自己負担限度額の水準」という。）については、同月における月間の自己負担限度額の水準におおむね百分の百七（地方税法の規定による市町村民税が課されない者等に係るものにあつては、おおむね百分の百四・五）を乗じて得た額を超えない範囲内とすること。

二 年間における一部負担金等の額（高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額。以下この号及び次号において同じ。）を合算した額が一定の額を超える場合に年間の高額療養費を支給する制度を設けることとし、当該制度に係る年間の自己負担限度額（当該高額療養

費の支給額の算定に当たり年間における一部負担金等の額を合算した額から控除することとなる額をいう。同号において同じ。）については、令和七年八月における多数回該当の特例制度（月間の高額療養費を一定の月数以上支給された者に係る月間の自己負担限度額を引き下げる制度をいう。）の適用により引き下げられた月間の自己負担限度額に十二を乗じて得た額を超えない範囲内において、同月における月間の自己負担限度額に係る所得区分より細分化した所得区分ごとに定めること。

三 高額介護合算療養費に係る自己負担限度額（高額介護合算療養費の支給額の算定に当たり年間における一部負担金等の額並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）を合算した額から控除することとなる額をいう。）については、年間の自己負担限度額に係る所得区分及び当該所得区分ごとの年間の自己負担限度額を踏まえて定めること。

附則第三条第三項中「第六号新健康保険法」を「第七号新健康保険法」に、「附則第一条第六号」を「附

則第一条第七号」に、「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「第六号新船員保険法」を「第七号新船員保険法」に、「第六号新国民健康保険法」を「第七号新国民健康保険法」に改め、同条第四項中「第六号新健康保険法」を「第七号新健康保険法」に、「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「第六号新船員保険法」を「第七号新船員保険法」に、「第六号新国民健康保険法」を「第七号新国民健康保険法」に改める。

附則第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項及び第二項中「第六号新健康保険法」を「第七号新健康保険法」に、「第六号施行日」を「第七号施行日」に改める。

附則第六条及び第七条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「第六号新国民健康保険法」を「第七号新国民健康保険法」に改める。

附則第九条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に改める。

附則第十二条中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

附則第十三条及び第十四条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「第六号新健康保険法」を「第七号新健康保険法」に改める。

附則第十五条第一項中「第六号施行日」を「第七号施行日」に改め、「（高齢者の医療の確保に関する法

律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。」を削り、「健康保険法第六十三条第三項第二号若しくは」を「同項第二号若しくは」に、「あつて、第二条」を「あつて、同条」に、「第六号新健康保険法」を「第七号新健康保険法」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第六号新健康保険法」を「第七号新健康保険法」に改める。

附則第十六条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に改める。

附則第十八条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「第六号新船員保険法」を「第七号新船員保険法」に改める。

附則第十九条中「第六号新船員保険法」を「第七号新船員保険法」に改める。

附則第二十一条中「附則第一条第五号」を「附則第一条第六号」に、「第五号施行日」を「第六号施行日」に改める。

附則第二十二条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「第六号新国民健康保険法」を「第七号新国民健康保険法」に改める。

附則第二十三条中「第六号新国民健康保険法」を「第七号新国民健康保険法」に改める。

附則第二十四条及び第二十六条中「附則第一条第六号」を「附則第一条第七号」に改める。

附則第二十七条中「附則第一条第七号」を「附則第一条第八号」に改める。

附則第二十九条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「附則第一条第六号」を「附則第一条第七号」に、「第六号新国共済法」を「第七号新国共済法」に改める。

附則第三十条第一項中「第六号新国共済法」を「第七号新国共済法」に改め、同条第二項中「第六号新国共済法」を「第七号新国共済法」に、「附則第一条第六号」を「附則第一条第七号」に改め、同条第三項中「第六号新国共済法」を「第七号新国共済法」に改める。

附則第三十二条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「附則第一条第六号」を「附則第一条第七号」に、「第六号新地共済法」を「第七号新地共済法」に改める。

附則第三十三条第一項中「第六号新地共済法」を「第七号新地共済法」に改め、同条第二項中「第六号新地共済法」を「第七号新地共済法」に、「附則第一条第六号」を「附則第一条第七号」に改め、同条第三項中「第六号新地共済法」を「第七号新地共済法」に改める。

附則第三十四条中「第六号施行日」を「第七号施行日」に、「第六号新国共済法」を「第七号新国共済法」

に改める。

附則第三十五条第二項中「附則第一条第六号」を「附則第一条第七号」に改める。

附則第三十七条中「附則第一条第六号」を「附則第一条第七号」に、「第六号施行日」を「第七号施行日」に改める。

附則第四十九条第一項中「第六号施行日」を「第七号施行日」に改め、同条第二項の表附則第一条第六号の項中「附則第一条第六号」を「附則第一条第七号」に改める。